

京都市告示第 32 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

令和3年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ワン・ワールド	京都市青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(青少年科学センター)